

添付法令資料 1 :

モロッコにおける有害廃棄物の管理に関する
2015 年 1 月 20 日付政令第 2-14-85 号 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 有害廃棄物の管理を目的とした組織的な対策 (第 5 条～第 9 条)
- 第 3 章 有害廃棄物の収集及び運搬 (第 10 条～第 21 条)
- 第 4 章 有害廃棄物を無害化又は活用するための保管及び取扱い (第 22 条～第 29 条)
- 第 5 章 最終規定 (第 30 条～第 31 条)

添付法令資料 2 :

韓国都市及び住居環境整備法 (目次)
2016 年 3 月 29 日法律第 14113 号により一部改正 2017 年 3 月 30 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 2 条の 2)
- 第 2 章 基本計画の樹立及び整備区域の指定 (第 2 条の 3 ないし第 5 条)
- 第 3 章 整備事業の施行 (第 6 条ないし第 59 条)
- 第 4 章 費用の負担等 (第 60 条ないし第 68 条)
- 第 5 章 整備事業専門管理業 (第 69 条ないし第 74 条の 5)
- 第 6 章 監督等 (第 75 条ないし第 78 条)
- 第 7 章 補則 (第 79 条ないし第 83 条)
- 第 8 章 罰則 (第 84 条ないし第 88 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

保険に関する 2004 年 4 月 30 日付モンゴル国法律（新版）（目次）
2017 年最終改正

第 1 章	総則（第 1 条ないし第 5 条）
第 2 章	保険の分類、種類及び形式（第 6 条ないし第 10 条）
第 3 章	保険業務の国による規制（第 11 条ないし第 15 条）
第 4 章	保険業務に従事する特別認可証の授与（第 16 条ないし第 20 条）
第 5 章	特別認可証保有者の業務に対し行うべき監督（第 21 条）
第 6 章	財産、財源及びソルベンシー（第 22 条ないし第 28 条）
第 7 章	会計記帳及び会計監査（第 29 条ないし第 38 条）
第 8 章	アクチュアリ並びにその監督・検査及び報告（第 39 条ないし第 45 条）
第 9 章	再保険（第 46 条ないし第 48 条）
第 10 章	保険者の義務及び保険者に対し課すべき制限（第 49 条ないし第 57 条）
第 11 章	市場倫理（第 58 条及び第 59 条）
第 12 章	用語に対する監督の実行（第 60 条）
第 13 章	監督・検査、情報の収集及び報告（第 61 条ないし第 66 条）
第 14 章	強制（第 67 条ないし第 74 条）
第 15 章	保険業務の譲渡又は合併（第 75 条）
第 16 章	保険者の解散（第 76 条ないし第 80 条）
第 17 章	その他（第 81 条ないし第 85 条）

添付法令資料 4 :

石油及び天然ガス事業活動における許可に関する 2017 年 3 月 3 日付
インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規程 No.29 (目次)
公布の日から 1 年後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 許可の種類 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 許可申請の要件及び手続並びに事業許可への適合
 - 第 1 節 管理及び技術要件並びに許可申請手続 (第 5 条ないし第 20 条)
 - 第 2 節 事業許可への適合 (第 21 条)
- 第 4 章 許可の期間及び延長 (第 22 条ないし第 27 条)
- 第 5 章 許可保有者及び事業許可保有者に対する義務及び禁止
 - 第 1 節 許可保有者に対する義務及び禁止 (第 28 条ないし第 32 条)
 - 第 2 節 暫定的な許可保有者に対する義務及び禁止 (第 33 条)
 - 第 3 節 事業許可保有者に対する義務 (第 34 条ないし第 44 条)
- 第 6 章 指導及び監督 (第 45 条)
- 第 7 章 行政制裁 (第 46 条ないし第 49 条)
- 第 8 章 雑則 (第 50 条及び第 51 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 52 条及び第 53 条)
- 第 10 章 終則 (第 54 条及び第 55 条)

添付法令資料 5 :

ベトナム政府の商業調停に関する議定 (目次)
2017 年 2 月 24 日付第 22/2017/ND-CP 号議定 / 17.04.15 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 商業調停員 (第 7 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 商業調停の手順及び手続 (第 11 条ないし第 17 条)
- 第 4 章 商業調停組織 (第 18 条ないし第 32 条)
- 第 5 章 ベトナムにおける外国商業調停組織の活動 (第 33 条ないし第 41 条)
- 第 6 章 施行条項 (第 42 条ないし第 44 条)